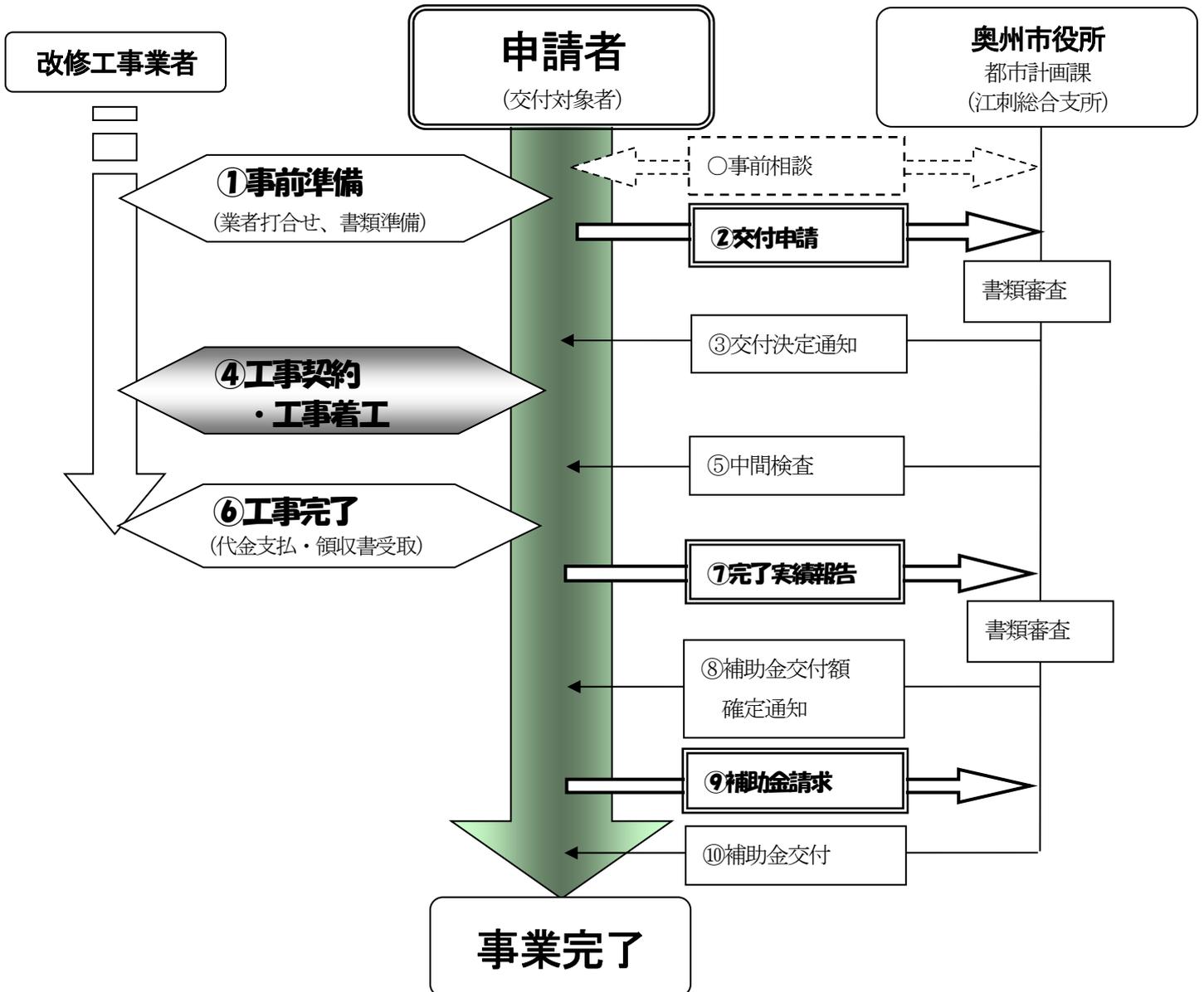


## 耐震改修工事助成事業

【都市整備部都市計画課】R06年度～

<p>○対象となる方 ※全ての要件を満たす 必要があります</p>	<p><input type="checkbox"/>旧基準木造住宅※の所有者（法人以外） <input type="checkbox"/>申請者、及びその家族（生計同一世帯）が市税その他市に対する債務を滞納していない者 ※旧基準木造住宅：S56.5.31日以前に着工した軸組工法で2階建て以下の木造住宅</p>
<p>○対象となる工事</p>	<p><input type="checkbox"/>市が行なう「耐震診断士派遣事業」の耐震診断を受け、判定値が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、判定値を1.0以上とする耐震改修工事 <input type="checkbox"/>同上の耐震診断を受け、<b>重大な地盤・基礎の注意事項</b>（崩壊等）の改善工事 <input type="checkbox"/>申請年度内に着工し、<b>完成が1月末</b>までの工事（※年度毎の補助事業のため）</p>
<p>○補助金交付額</p>	<p>◎工事・設計・監理に要する費用に対し、<b>補助限度額100万円（ただし改修工事費の80%を限度）</b> ◎租税特別措置法による<b>所得税特別控除</b>、及び、<b>固定資産税の減免</b>対象となる場合もありますので、詳しくは税務課までお問い合わせ下さい。</p>

<奥州市木造住宅耐震改修工事助成事業の流れ>



事業の流れ	手続きの内容等
○事前相談	事業の対象となるか？どのような改修工事がよいか？等、当該事業に関する疑問点等に対して、随時相談に応じます。
①事前準備	耐震改修工事を行なう業者と打合せを行い、改修計画の策定や見積徴収等、交付申請に必要な書類等を準備します。
②交付申請	<p>市担当課に以下の申請書類を提出します。(※1)</p> <p>提出先(担当課)は、都市計画課(江刺総合支所2F)となります。</p> <p>□申請書(様式第1号)</p> <p>□添付書類 □1:耐震診断結果報告書の写し</p> <p>□2:耐震改修工事計画書 (案内図、平面図、改修計画図、改修後の耐震診断総合判定)</p> <p>□3:工事費等見積書</p> <p>□4:市税等債務の納付に係る宣誓書及び同意書(世帯構成員全員)</p> <p>□5:委任状(請負者等に手続きを委任する場合)</p>
③交付決定通知(市)	<p>市担当課で書類・内容審査後、交付決定を通知します。(様式第2号)</p> <p><b>なお、交付決定を受ける前に工事契約・工事着手を行なった場合は、補助事業の対象になりませんので注意してください。</b></p>
④工事契約・工事着工	改修業者と工事の契約を行い、工事を着工します。(※2)
⑤中間検査(市)	市担当者が、必要に応じて中間検査を行う場合があります。その際は事前に通じます。
⑥工事完了	改修工事業者へ代金を支払います。
⑦完了実績報告	<p>市担当課に以下の報告書類を提出します。(※1)</p> <p>□報告書(様式第6号)</p> <p>□添付書類 □1:請負契約書の写し</p> <p>□2:請求書及び領収書の写し</p> <p>□3:工事内容が確認できる工事写真</p> <p>□4:耐震改修工事計画書に基づき施工された証明書 (建築士の記名・捺印があるもの)</p> <p>□5:「耐震改修工事事例集」掲載に係る同意書</p> <p>□6:委任状(請負者等に手続きを委任する場合)</p>
⑧補助金交付額 確定通知(市)	市担当課で書類・内容審査後、交付額の確定を通知します。(様式第7号)
⑨補助金請求	<p>市担当課に請求書を提出します。</p> <p>□補助金請求書(様式第8号)</p>
⑩補助金交付(市)	市から補助金が交付されます。

※1 法に適していない内容が見つかった場合には対象から外れることがあります。また、対象住宅とそれ以外が接続している場合には、改修工事に合わせて分離工事等が必要となります。なお、必要に応じ追加書類の提出を求める場合があります。

※2 交付決定通知後に、改修工事内容を変更、又は、中止しようとする場合は、書面での手続き(様式第3号、又は、様式第5号の提出)が必要となりますので、早急に市担当課へ連絡してください。